

第2期宮城県教育振興基本計画
～志を育み、復興から未来の創造へ～
(一部抜粋)

平成29年3月

宮城県・宮城県教育委員会

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

宮城県では、教育施策を総合的かつ計画的に進めるため、教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき、平成22年3月に「宮城県教育振興基本計画」（計画期間：平成22年度から平成31年度まで）（以下「第1期計画」という。）を策定し、本県教育の振興を図ってきました。

しかしながら、この間、人口減少とそれに伴う少子高齢化が急速に進行とともに、平成23年3月に発生した東日本大震災等により、本県の子供や社会を取り巻く環境が大きく変化しており、復興後を見据えた次代を担う人づくりが重要となる中で、教育の果たす役割がますます大きくなっています。

あわせて、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が改正され、教育行政における責任体制の明確化や総合教育会議の設置など、教育委員会制度の抜本的な改革が行われたところであり、新しい教育委員会制度のもと、改めて本県における教育施策の方向性等を示す必要があります。

このようなことから、第1期計画の後継計画として、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、このたび、「第2期宮城県教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしたものです。

2 計画の位置付け

本計画は、平成22年3月に策定した第1期計画の後継計画として、本県教育の目指すべき姿を明らかにするとともに、取り組むべき施策の方向性等を示す計画として策定するものです。

なお、本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画として位置付けられるものです。

3 計画の期間

本計画は、平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とする10年間の計画とします。

なお、本計画に掲げた目標を着実に推進していくため、具体的な施策及び事業を示すアクションプランを別途策定します。

第3章 本県教育の目指す姿

1 目指す姿

本計画を着実に進めることにより、計画期間である10年間を経過した段階で次のような姿が実現していることを目指すものとします。

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、多様な個性が輝き、ふるさと宮城の復興を支え、より良い未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

2 計画の目標

「目指す姿」の実現に向けて、次の5つを本計画の目標として取り組んでいきます。

＜目標1＞ 自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

人間が社会の一員として生きていくためには、生命を大切にする心や思いやりの心、規範意識などの道徳性を持ち、互いを尊重し、共に支え合い、助け合っていくことが必要です。また、様々な人との関わりを通して自己理解や他者理解が深まることで、自らの生き方の主体的な探求につながり、その結果として、より良い未来を創造する高い志を持つことができるようになります。

のことから、他者や社会との関わりを再認識させた震災の経験を、自分を見つめ直す機会と捉え、自己の成長につなげていく意味においても、本県独自の取組である「志教育」を一層推進し、教育活動全体を通じて、豊かな人間性や社会性、そしてその土台となる健やかな体を育み、心身ともに健やかな人づくりを進めます。

＜目標2＞ 夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

グローバル化や情報化の進展など多様で変化の激しい社会を生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識・技能の定着とともに、学んだことを活用して自ら考える主体的・能動的な力が求められています。

のことから、幼稚期から学ぶ意欲の源となる夢や志を育み、その実現に向けて強い意志を持って自律的に行動し、社会を生き抜く人づくりを進めます。

<目標3> ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。

東日本大震災からの創造的な復興を実現し、持続可能な地域社会をつくっていくために何より必要なのは、未来を担う人材の育成です。そして、県民一人一人がふるさと宮城に誇りを持ち、本県の再生、発展に向けて主体的に取り組んでいくことが必要です。

のことから、子供たちに郷土を愛する心や社会に貢献する力を育み、宮城の将来を担い、我が国や郷土の発展を支える人づくりを進めます。

<目標4> 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

次代を担う子供たちを育てていくためには、学校のみならず家庭や地域が、教育の観点でそれぞれの役割を果たしながら緊密に連携・協働し、社会総がかりでの教育の実現を図ることが必要です。

のことから、学校を中心として子供たちが安心して楽しく学べる教育環境づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域それぞれの教育力の充実と連携・協働の仕組みづくりを行い、社会全体で子供を守り育てる環境をつくっていきます。

<目標5> 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かで充実した人生を送るために、学校や社会で行われる学習をはじめ、文化芸術、スポーツなど様々な活動を通して、生涯にわたって主体的に学習に取り組むことが必要です。また、生涯学習に取り組む中で、仲間と互いに高め合い、学ぶ楽しさや喜びを広げ、そして学びの成果を社会に還元していくことが、より良い地域づくりや社会づくりにつながっていきます。

のことから、県民誰もが、生涯にわたり主体的に学び続けることで充実した人生を送るとともに、互いに高め合い、その成果が幅広く生かされていく地域社会の形成を目指していきます。

第4章 施策の展開

1 施策の全体体系

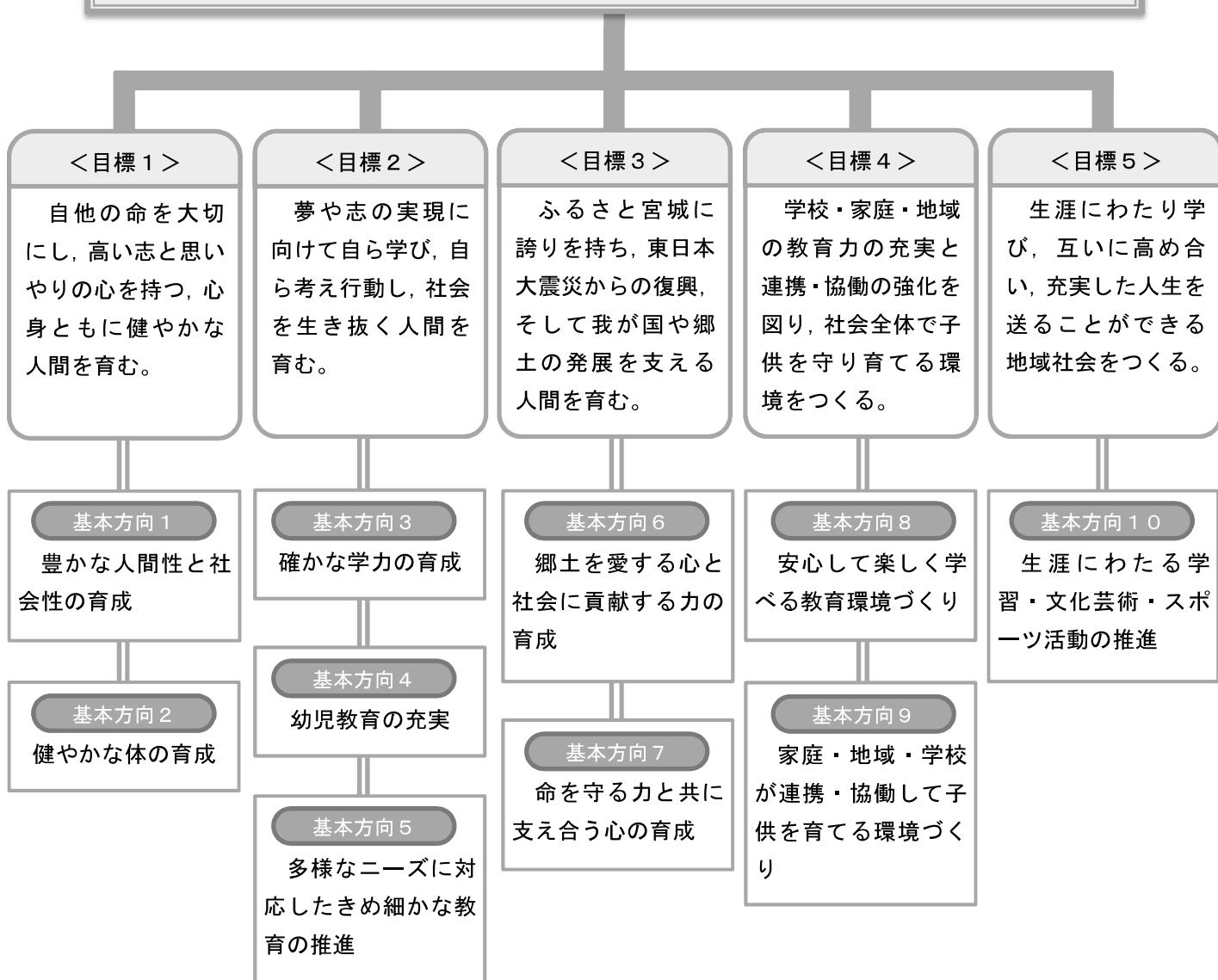
本計画では、計画の理念として掲げた「目指す姿」と5つの「計画の目標」のもと、それらの実現に向けて取り組んでいきます。

そのために実施する主な施策を10の「基本方向」に分け、全部で35の取組を実施します。また、そのうち16の取組については、重点的取組として特に力を入れて推進していきます。

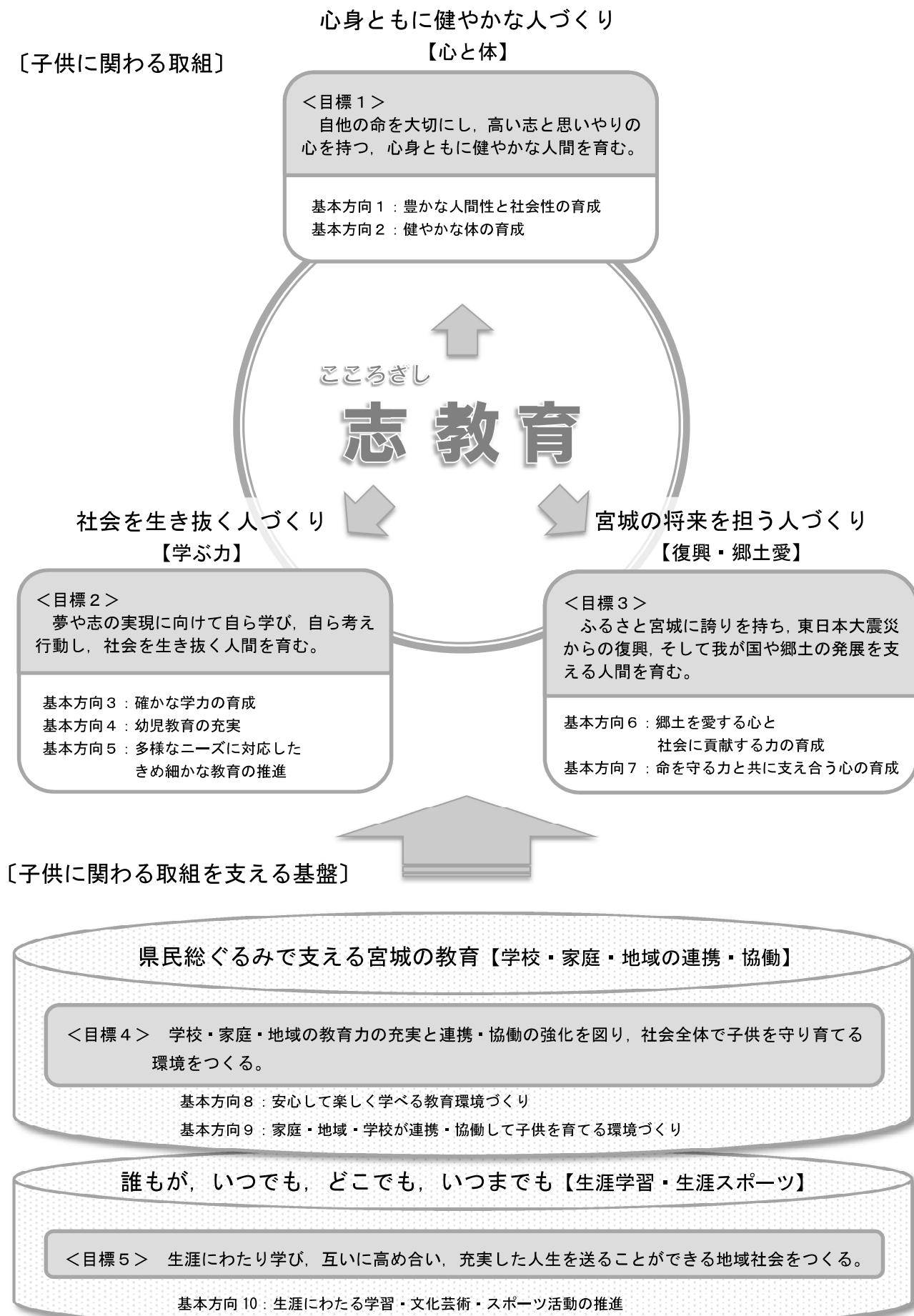
＜目指す姿＞

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、多様な個性が輝き、ふるさと宮城の復興を支え、より良い未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。



(施策の全体体系イメージ図)



(発達段階における取組イメージ)



子供に関わる取組

<目標1> 自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

心身ともに健やかな人づくり 【心と体】	基本方向1 (1) 生きる力を育む「志教育」の推進 高い志と豊かな心を持った人づくり、発達段階における志の育成	
	基本方向2 (1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 楽しく運動ができる取組、運動習慣の確立、学校体育の充実、運動部活動の体制の整備	
基本方向2 (2) 食育の推進 健全な食生活と心身の健康増進、食材の理解と食文化の継承、地域の生産者との交流、栄養教諭・学校栄養士による指導		
基本方向2 (3) 心身の健康を育む学校保健の実践		

<目標2> 夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

社会を生き抜く人づくり 【学ぶ力】	基本方向3 (1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長 主体的に学ぶ意欲と学んだことを活用する力の育成、基本的生活習慣の確立、「分かる授業」づくり、優れた才能や個性を伸ばす教育、小学校での探究活動の充実	
	基本方向3 (2) 國際理解を育む教育の推進 基本方向3 (3) ICT (情報通信技術) 教育の推進 情報モラル教育を含む情報教育の充実、教科別カリキュラムの充実	
	基本方向3 (4) 社会形成・社会参加に関する教育 民主主義を支える一員であることを理解・実感する教育の実践	
	基本方向3 (5) 環境教育の推進 自然を生かす環境づくり	
	基本方向4 (1) 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進 「学ぶ土台づくり」の推進、家庭教育支援等	
基本方向4 (3) 幼児教育の推進に向けた体制づくり 幼児教育から高校教育までを教育の視点から一貫して支える体制づくりの推進 等		
基本方向4 (2) 幼児教育の充実のための環境づくり 幼・保・小の連携強化、小学校への円滑な接続、幼稚園教員・保育士等の資質向上 等		
基本方向5 (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づくり、個々の能動性の育成		
基本方向5 (2) 多様な個性が生かされる教育の推進 子供の力を最大限に伸ばす教育の推進、一人一人の特性に応じた適切な配慮・支援		

<目標3> ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。

宮城の将来を担う人づくり 【復興・郷土愛】	基本方向6 (1) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成 自国や郷土の歴史への関心と理解を深める教育、文化を継承する人材の育成	
	基本方向6 (3) 宮城の将来を担う人づくり 将来の職業人・社会人として自立する上で必要な能力や態度の育成、地域を支える人材・国際化を目指した人材育成	
	基本方向7 (1) 系統的な防災教育の推進 発達段階に応じた系統的な防災教育の推進、県全体での防災教育の実践と成果の共有、学校と地域が連携した防災教育の推進、震災の対応力の向上	
基本方向7 (2) 地域と連携した防災・安全体制の確立 防災主任・安全担当主幹教諭を中心とした学校防災マニュアルの見直しや地域合同防災訓練の実施等、学校を含めた地域の防災力の向上		

子供に関わる取組を支える基盤

<目標4> 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる

県民総ぐるみで支える宮城の教育 【学校・家庭・地域の連携・協働】	基本方向8 (1) 教員の資質能力の総合的な向上 教員採用選考の改善、人事異動の在り方の工夫	
	基本方向8 (2) 教職員を支える環境づくりの推進 学校業務の精選・見直し、専門スタッフ等による支援	
	基本方向8 (3) 学びのセーフティネットの構築 総合的な子どもの貧困対策の推進、多様な二世帯家庭の支援	
	基本方向8 (4) 開かれた魅力ある学校づくりの実現 校舎評価の充実、地域人材の積極的な活用	
	基本方向8 (5) 学校施設・設備の整備充実 震災で被害を受けた学校施設の復旧・再建、非構造部材の耐震化の促進 等	
基本方向8 (6) 私学教育の振興 各種助成措置などの支援、公立学校との教員の人事交流や研修・研究などの積極的な取組 等		
基本方向9 (1) 家庭の教育力を支える環境づくり 親としての「学び」と「育ち」の支援、家庭教育支援体制の充実、家庭教育支援団体との連携		
基本方向9 (2) 地域と学校の新たな連携・協働体制の推進 「地域学校協働活動」の推進、「地域学校協働本部」の組織化の推進、コミュニティ・スクールの推進、みやぎ教育応援団などの活用、家庭連携の強化		
基本方向9 (3) 子供たちが安全で安心できる環境づくり 地域ぐるみの学校安全体制の整備、情報機器の利便性と危険性についての理解		

<目標5> 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも 【生涯学習・生涯スポーツ】	基本方向10 (1) 誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実 生涯にわたり学び続けることができる環境づくり、「学びと実践の循環」	
	基本方向10 (2) 多様な学びによる地域づくり 多様な学習成果の実践や活動への参画を通じた地域コミュニティの活性化、生涯学習を支える環境づくり	
	基本方向10 (3) 文化芸術活動の推進 個性・感性・創造性を育む環境づくり、文化芸術活動を担う人材・団体の育成、文化芸術に触れる機会の提供	
	基本方向10 (4) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築 県民主体の地域のスポーツ環境の整備、「する、みる、支える」活動による生涯にわたるスポーツへの取組の推進、県有スポーツ施設の整備	
	基本方向10 (5) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進 プロスポーツや企業スポーツの更なる定着促進、競技スポーツの選手育成	

※ 基本方向ごとに、主に注力して取り組む発達段階を図示したものです。

生涯学習等 学校教育	
義務教育	高等学校 特別支援教育
進 階に応じた確かな「心」の成長、NPO等民間団体と学校との連携強化、みやぎの先人集「未来への架け橋」の活用 等	
の育成 自然体験、ボランティア活動、社会性・協調性・自立性等の人間関係形成能力の育成、文化芸術活動、読書環境の整備 等	
のケアの充実 充実、未然防止、早期発見・早期対応、心のケアの長期的・継続的な取組 等	
制整備 等 職員の資質向上、「食の大切さ」に関する情報発信 等	
充実 学校保健計画の策定、学校保健・保健教育の充実 等	
・中・高等学校の連携強化、学力・学習状況調査の一層の活用 等	
進 小学校段階からの外国語活動の推進、英語力の向上に向けた教育の充実、国際的視野を深める体験活動等の充実 等	
の育成 指導におけるICT活用「MIYAGI Style」の推進、快適にICTを活用できる基盤の構築 等	
育（シチズンシップ教育）の推進 践するために必要な知識・スキル・価値観の育成 等 した体験活動、生命を尊重し自然を愛する心の育成 等	
力を最大限に伸ばす学校づくり、共生社会の実現に向けた地域づくり 等 、多様な個性を尊重し互いに認め合う態度の育成 等	
、郷土を愛する心の育成、発信力・コミュニケーション能力・社会貢献の意識を持つグローバル人材の育成 等 社会で活躍する人材の育成と支援、職業や進路に関する啓発的な取組の推進、専門的職業人の育成 等	
教訓を後世に伝える人材の育成、震災の教訓を次世代に継承する取組の推進 等	
上と地域社会の安全・安心の一層の充実、学校施設の防災機能整備の推進、学校安全活動の活性化と充実 等	
。	
上 夫・改善、学び続けるための体系的な教員研修の改善・充実、若手職員への知識・技能の伝承、新たな人事評価制度の確立 等	
進 による支援、学校事務の共同化、教務補助職員の配置、学校運営支援統合システムの利用促進、健康管理対策の充実 等	
に向けた学習環境の整備充実 一層に応じた学習機会の確保、奨学金制度等による支援の継続、NPO等民間団体との連携強化 等	
推進 「社会に開かれた教育課程」の実践、県立高校将来構想の策定、定時制・通信制高校教育の充実、入学者選抜制度の検証・改善 等	
連携促進、社会全体で子供の成長を支えていくための気運醸成、基本的生活習慣の確立 等	
・地域・学校のより良い関係づくり、交流の場（プラットフォーム）の設置の推進 等 促進、放課後児童クラブや放課後子供教室の計画的な整備、安心で安全なまちづくりの推進 等	
の形成、「生涯学習プラットフォーム」の構築、社会教育施設を拠点とした地域住民の自発的な学習や交流等の場の提供 等 支える地域リーダーの育成、文化・芸術団体とスポーツ団体が共同して活動できる環境づくり 等 機会づくり 等	
備やスポーツに関する情報提供などの条件整備、アダブテッド・スポーツの普及・強化 等 化や支援体制の整備、トップアスリート・指導者に対する評価、キャリアを生かしたセカンドライフ支援 等	

目標4：学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

基本方向8 安心して楽しく学べる教育環境づくり

<方向性>

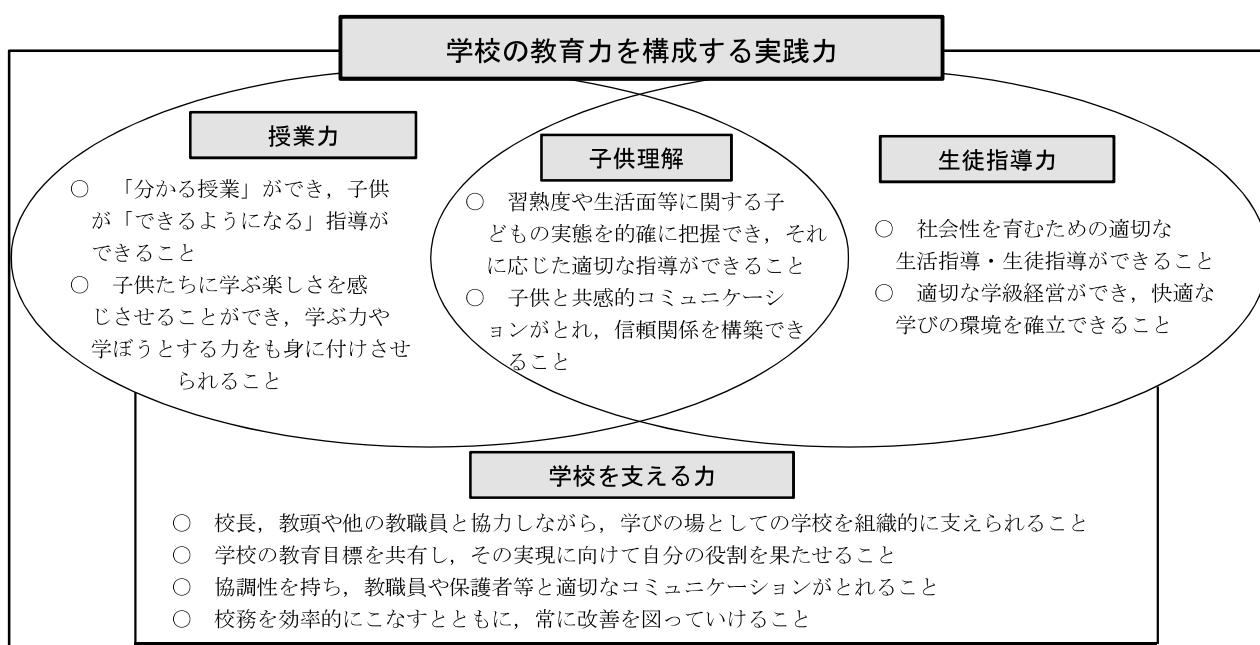
- ・ 多様化、複雑化する教育課題に対応し、教育水準の向上を図るため、高度な教育的実践力はもとより、その基盤となる教育への情熱、子供たちに対する教育的愛情や深い理解、そして社会の変化に適応するための知識及び技能など、教員の資質能力の総合的な向上を図ります。
- ・ 学校の抱える課題が多様化、複雑化し、学校に求められる役割が拡大する中で、外部人材の有効な活用などにより、教員が子供と向き合える時間を十分確保するとともに、教職員一人一人が力を発揮できる環境づくりを進めます。
- ・ 子供の貧困問題への対応や教育を受ける権利などを踏まえ、多様なニーズに応じた学習機会を確保し、「学びのセーフティネット」の構築を図るとともに、被災児童生徒等の就学支援などを行います。
- ・ 家庭や地域の信頼に応え、連携を深めながら子供たちの成長を支えていくため、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めるとともに、社会の変化に対応し、県立高校の改革を推進します。
- ・ 児童生徒が安全で質の高い教育環境の中で安心して楽しく学ぶことができるよう、安全・安心な学校教育を確保するため、被災した学校施設の復旧・再建を進めるとともに、計画的に学校施設・設備の耐震化や整備等を推進します。
- ・ 建学の精神に基づき特色ある教育を展開する私立学校が果たしている役割の重要性を踏まえ、私学への支援を行います。

(1) 教員の資質能力の総合的な向上 重点的取組10

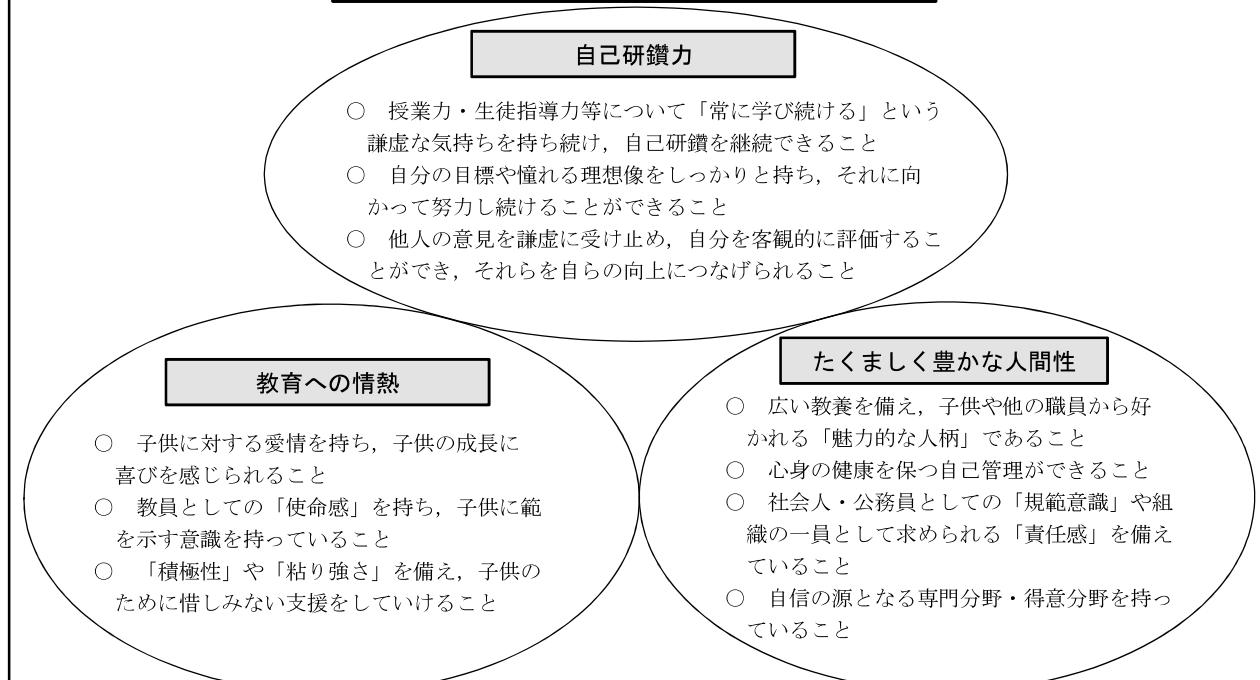
- ・ 大学との連携による教員養成段階の充実とともに、教員としての適性を見極め、実践力や教育への情熱、たくましく豊かな人間性を持った優れた教員を確保するための教員採用選考の改善や、能力を発揮できる環境づくりに向けた人事異動の在り方の工夫・改善に取り組みます。
- ・ 教員に求められる資質能力を高めていくため、若手教員から学校管理職まで、教職経験に応じて、学び続けるための体系的な教員研修の改善と充実を図り、教職に対する使命感や誇り、やりがいを持ち、本県教育を支える教員を育てていきます。

- ・ OJT^{※29} の強化を図り、教員同士がともに支え合いながら日常的に学び合える校内研修の充実に取り組むとともに、校内指導体制を整備し、若手教員への知識・技能の伝承を図ります。
- ・ 新たな人事評価制度を確立し、教職員一人一人の資質能力の向上と学校の教育活動の活性化を図るとともに、教育実践等に顕著な成果を挙げた教職員を表彰し、意欲の向上を図ります。

＜宮城の教員に求められる資質・能力＞



実践力の基盤となる意欲・人間性等



(2) 教職員を支える環境づくりの推進

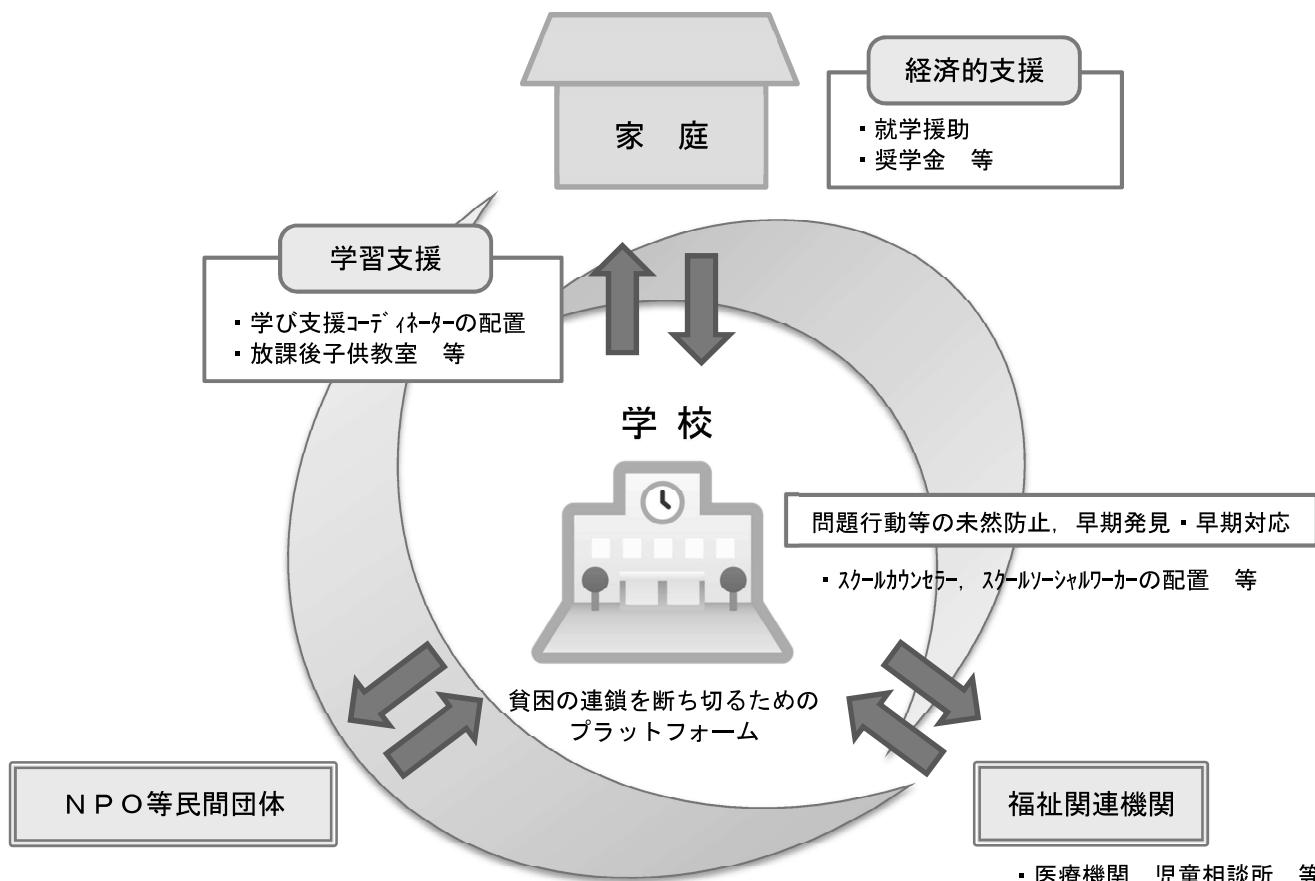
- ・ 教科指導や生徒指導など教員としての本来の職務に専念できるよう、学校業務の精選と見直しを行うとともに、専門スタッフや学び支援員による支援及び運動部活動における外部指導者の活用などを行い、教員が子供と向き合える時間を確保します。
- ・ 学校事務の共同化や教務補助職員の配置、学校運営支援統合システムの利用促進などにより、校務の効率化・情報化を図り、教職員が仕事のしやすい環境づくりを進めます。
- ・ 在校時間調査に基づいた長時間勤務の縮減に向けた取組、メンタルヘルス等に関する各種セミナーの開催や健康診断事業等による心身のケアを計画的に行い、教職員が健康で職務に専念できるよう、健康管理対策の充実を図ります。

(3) 学びのセーフティネットの構築に向けた学習環境の整備充実

重点的取組 11

- ・ 経済的理由による教育格差を改善するため、学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置付け、学校を窓口として福祉関連機関等との連携を図るなど、保健福祉部門と教育部門との緊密な連携のもとで、総合的な子供の貧困対策を推進します。
- ・ 学び支援コーディネーターの配置など地域による学習支援や、高校中退者等に対する学び直しの機会を提供することなどにより、多様なニーズに応じた学習機会を確保します。
- ・ 経済的理由により修学が困難な高校生に対し、奨学金制度等による支援を継続して行います。
- ・ 被災した児童生徒等が安心して就学できる環境を整備するため、奨学金の給付などの就学支援を行うほか、通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保を図ります。
- ・ 子供の居場所づくりや学習支援の充実に向けて、市町村教育委員会やNPO等民間団体との連携強化を図ります。

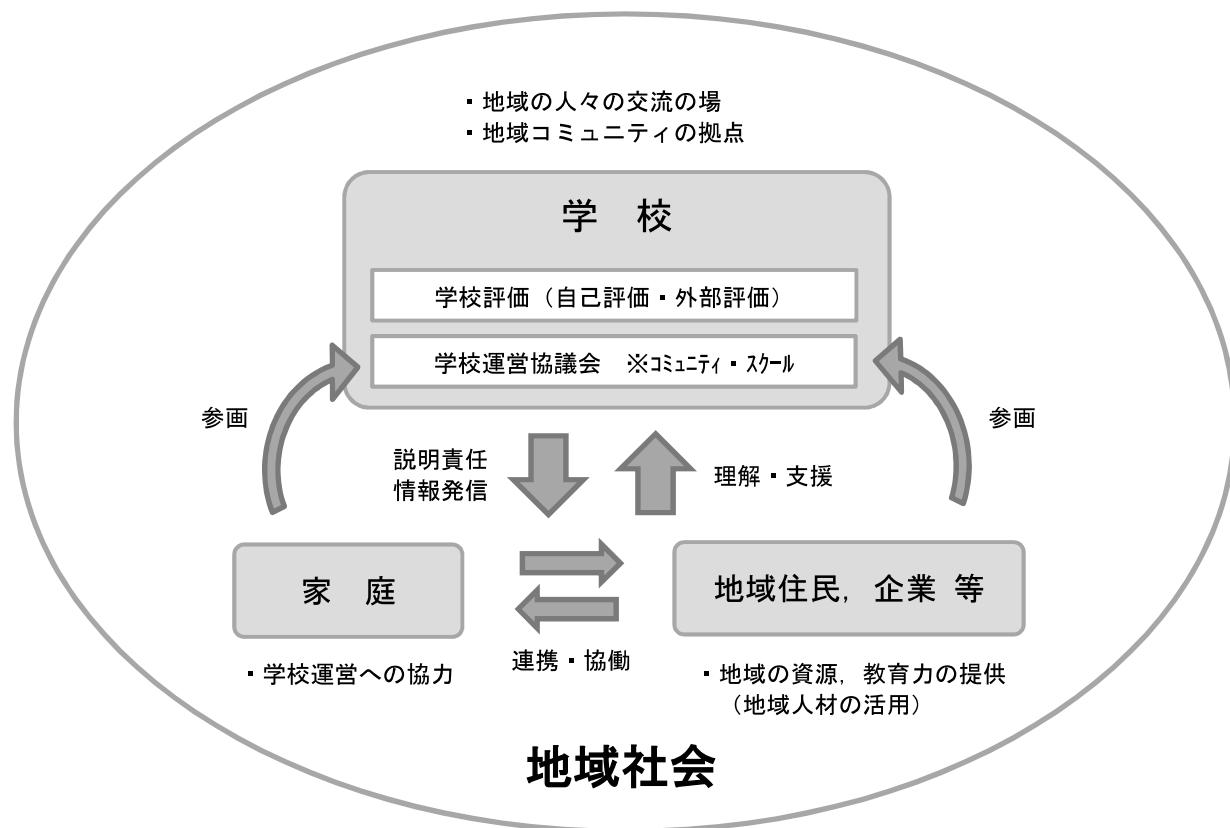
<学びのセーフティネットの構築>



(4) 開かれた魅力ある学校づくりの推進 重点的取組 12

- ・ 学校運営の組織的・継続的な改善を図るため、学校評価の充実に取り組むとともに、学校の教育目標や方針、教育計画の内容及び実施状況などを家庭や地域に積極的に発信し、適切に説明責任を果たしていきます。また、地域の人材の積極的な活用や、コミュニティ・スクール^{※30}の推進などにより、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めます。
- ・ 地域の人材や社会資源の活用、社会教育施設との連携など、地域社会と結び付いた教育を展開し、「社会に開かれた教育課程^{※31}」を実践していきます。
- ・ 各地域における高校の役割や期待など、地域の意見を聞きながら地域のニーズを踏まえた県立高校将来構想を策定し、学校の再編・統合や学科の改編などを含め、生徒数の減少や社会状況の変化に対応した魅力ある学校づくりを進めます。
- ・ 多様な学びのニーズに応える定時制・通信制高校教育の充実を図ります。
- ・ 県立高校において、より公正かつ教育効果の高い入学者選抜制度の検証、改善を進めます。

<開かれた魅力ある学校づくり>



(5) 学校施設・設備の整備充実

- 安全・安心な学校教育を確保するため、震災で被害を受けた学校施設の復旧・再建を進めます。
- 災害時の避難所等の役割を果たす学校施設について、天井・外壁等の非構造部材の耐震化を促進します。
- 安全性に加えてユニバーサルデザイン^{※32}など教育にとって快適な空間づくりの視点も踏まえながら、経年により老朽化した既存の校舎、屋内運動場の改築や大規模改造など計画的な整備を推進します。
- 各学校の特色ある教育活動の充実に配慮するとともに、将来の県立学校の姿を考慮し、学校の再編・統合等を踏まえ、効率的かつ効果的な施設・設備の整備を推進します。

(6) 私学教育の振興

- 建学の精神に基づき特色ある教育を展開する私立学校に対し、運営費をはじめとした各種助成措置などにより支援を行います。
- 公立学校との教員の人事交流や、公立私立の枠を越えた研修や研究などに積極的に取り組みます。

<基本方向8>

目標指標	現況値	目標値	担当課室
「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合（%）			
小学6年生	87.0%	91.0%	義務教育課
中学3年生	80.3% (H28年度)	84.0% (H32年度)	
保護者及び地域住民等に対して学校公開を実施している学校（小・中）の割合（%）			
小学校	76.0%	83.0%	義務教育課
中学校	54.0% (H28年度)	60.0% (H32年度)	
学校関係者評価を広く公表している県立高等学校の割合（%）	68.0% (H26年度)	90.0% (H32年度)	高校教育課
学校外の教育資源を活用している公立高等学校の割合（%）	87.2% (H27年度)	100% (H32年度)	高校教育課

※29 「OJT」：

仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる研修のこと。オン・ザ・ジョブ・トレーニング (on-the-job training) の略

※30 「コミュニティ・スクール」：

「学校運営協議会」を設置している学校のこと。学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、「地域と共にある学校づくり」を進める仕組み。

※31 「社会に開かれた教育課程」：

社会の変化に開かれ、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めしていく役割を持つ教育課程。

※32 「ユニバーサルデザイン」：

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。